

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2023年10月26日203号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. 国民生活センターの注意喚起より
不用品回収サービスのトラブルについて
2. 消費者教育啓発講座の受講者を募集しています！

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. 国民生活センターの注意喚起より
不用品回収サービスのトラブルについて

引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスについて、相談が増加しています。

【相談事例】

引っ越しに伴い不用品を回収してもらうためにインターネットで事業者を探した。「軽トラックパック7,000円、2トントラックパック2万5,000円」との広告を見て事業者に電話をして、「広告のパック料金でお願いしたい」と申し込んだ。当日男性作業員3名が2トントラックで来訪し、作業後、10倍の料金を請求された。不動産業者の立ち合いがあり早く部屋を出なければならなかったため親に送金してもらい支払った。その際、「クーリング・オフはできない」と記載された書面にサインをしたが、本当にクーリング・オフできないのか。

【アドバイス】

廃棄物は市区町村が案内するルールで処分し、分からないことがあれば、市区町村の窓口にお問い合わせましょう。

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法の対象品目です。処分をする場合は家電リサイクル法に基づいて、適切に処理をしてください。

事業者は広告などに安価な料金を表示していますが、実際には基本料金の他に人件費や廃棄費用等、様々な名目で追加料金が発生し、高額な料金を請求されてトラブルになっています。契約前に見積もりを取り、追加料金のないことを確認しましょう。

☆見積もりを取るときのポイント

- ・市区町村のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探す
- ・追加料金の有無を確認する
- ・作業内容、料金を明確に出してもらう
- ・キャンセル料を確認する

※依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者であると分かった場合は、作業を断りましょう。

無認可業者については、一般廃棄物の処理が適正に行われているか市町村で確認ができず、回収された不用品が不法投棄される恐れなどもあります。

当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。その際、見積もりの料金や作業内容からの変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱりと断りましょう。見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約をした場合や、広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフ等が適用できる可能性があります。

す。トラブルになったときは消費生活センター等に相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター

・不用品回収サービスのトラブルー市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221102_1.html

.....
「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け)、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188(全国共通・局番なし3桁)番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。(年末年始除く)

2. 消費者教育啓発講座の受講者を募集しています！

茨城県消費生活センターでは、高齢者からの悪質商法に関する相談が後を絶たないことから、高齢者等を見守る方の消費者力アップにより、高齢者を狙った消費者トラブルへの気づきを深めるためのオンライン研修を実施します。

全4回、各分野の専門家をお招きし、異なるテーマで実施します。参加費は無料です。高齢者の見守りに関心のある方はどなたでも参加可能ですので、この機会に受講してみませんか？

○日時・内容

<オンライン開催 (Zoomによるライブ配信) > 14:00~15:40

1 1月8日(水) 高齢者に多い消費者トラブル

1 1月14日(火) 高齢者のインターネットトラブル

1 1月21日(火) 老後に備える

1 1月29日(水) 住宅にまつわるトラブルーリフォーム工事を中心にー

なお、全講座終了後に、オンデマンド配信の視聴ができます。

申込をされた希望者には後日メールでお知らせします。

詳しい内容はHP「いばらき消費生活ナビ」をご覧ください↓↓↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r5participant.html>

受講申込みについては、「いばらき電子申請・届出サービス」をご利用下さい。↓↓↓

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47688

また、「受講申込書」(HPからダウンロード)をご記入のうえ、郵送またはFAXでお申込みいただくこともできます。

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。



【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター
〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号
TEL : 029-224-4722
FAX : 029-226-9156

